

熊本市における地域脱炭素化促進事業について

地域脱炭素化促進事業とは

太陽光発電など、その地域の自然環境に合った再生可能エネルギーを使って、地域の二酸化炭素を減らすための取組を行う事業のうち、自然環境を守る取組や地域の経済を発展させる取組を一体的に行う事業のことです。

地方公共団体、地域のメリット	・地域主導で、地域に役立つ再エネ事業を誘致できる ・環境を守りながら、地域経済の活性化も期待できる
事業者のメリット	・事業しやすい場所や課題が見える化され、事業計画が立てやすくなる ・関係する法律の許可手続の一部が、事業計画の申請と同時にできる

熊本市の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

(1) 対象となる区域（促進区域） ※右の区域のほか、事業者等からの提案を受けることなどにより、個々の事業予定地を促進区域として追加設定できるため、今後、区域が拡大する可能性があります。	・本庁舎、各区役所、学校、その他公共施設の敷地内 ・戸島町東地区産業用地（東区戸島町） ・戸島町北地区産業用地（東区戸島町）  
(2) 地域脱炭素化促進施設の 種類・規模	種類：太陽光発電 規模：地域の環境の保全等に配慮した適切な規模

熊本市の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（続き）

（３）地域の脱炭素化のための取組	【取組例】 ・再生可能エネルギーの地産地消 例：太陽光で発電した電気を、売る目的ではなくまず自分の事業所で使い、余った電気を市民や周辺の事業者にも活用してもらう ・モビリティの脱炭素化 例：太陽光で発電した電気を使う電気自動車等を導入する
（４）地域の環境の保全のための取組	熊本県が定める「考慮すべき区域」「考慮すべき事項」※に対し、措置を講じること。
（５）地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	【取組例】 ① 地域の経済活性化に貢献する取組 例：地域の電力会社と協力し、近隣に安価な再生可能エネルギー（電気）を供給することで、地域の経済を活性化させる ② 地域の課題解決に貢献する取組 例：太陽光で発電した電気で電気自動車等のシェアリングカーを運行し、移動手段の課題解決に取り組む ③ 地域の防災対策の推進に貢献する取組 例：太陽光で発電した電気を非常時の災害用電源として蓄え、地域に供給する

※考慮すべき区域：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく再エネ促進区域の設定に関する熊本県基準（令和5年（2023年）9月、熊本県） 太陽光－表3
考慮すべき事項：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく再エネ促進区域の設定に関する熊本県基準（令和5年（2023年）9月、熊本県） 太陽光－表4

つまり

促進区域で太陽光発電を使った事業を行う際、
（３）（４）（５）の取組を併せて行う事業計画を市が認定するものです。